

徳島河川国道事務所 X 運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、徳島河川国道事務所「以下「当事務所」という」が取得した公式Xアカウント(@mlit_tokushima)「以下「当アカウント」という」の運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

当アカウントの運用は、当事務所が管理する国道及び河川の防災情報・行政情報等について、携帯端末でも即時情報を入手することにより、道路利用者及び河川利用者等の利便性を高めることをポリシーとする。

また、当アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信は行わないものとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

(1) X

インターネットを利用して、短い文章を不特定多数に公開できる手段をいう。

(2) 公式X

当事務所が設置・運営するユーザー名から発信するXをいう。

(3) アカウント

Xを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) ポスト

Xに投稿する文章のことをいう。

(5) 公式ポスト

当アカウントから投稿するポストをいう。

(6) フォロー

ほかのユーザーのポストを自動受信するように設定することをいう。(常に自分が受信できるようにアカウントを登録すること)

(7) 返信

Xを使っているユーザーからのポストに返信することをいう。

(8) リポスト

Xを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式Xの運用主体及びアカウントの管理は当事務所とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

- ① 国道 11 号、28 号、32 号、55 号、55 号バイパス、55 号日和佐道路、192 号バイパス道路の道路災害等による通行止めに関する情報
 - ② 吉野川・旧吉野川・今切川に関する情報
 - ③ その他、道路利用者、河川利用者及び
- (2) アカウントの管理及び発信する文章の作成担当
- ① アカウントの管理は道路管理第一課、流域治水課が行う。
 - ② ポストする文章は、当事務所ホームページに掲載する情報を補完し、前号に定める課がポストする。
- (3) 発信にあたっての留意点
- ① 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
 - ② 信頼性が担保できない情報は発信しない。
 - ③ 同意がある場合を除き、当事務所職員以外の個人が特定されるような情報は掲載しない。
- (4) 発信手順
- 情報の発信にあたっては、当事務所内の確認の上、適時当アカウントによりポストします。
- (5) その他アカウントのフォロー等
- 当アカウントでは、原則として情報発信のみを行うものとし、その他アカウントのフォローや返信及びポストは行わないものとする。
- ただし、公式アカウントが確認できる公共機関またはこれに準ずる機関へのフォローやリポストは、行うことがある。
- (6) なりすまし防止
- なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式Xのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、公式Xのユーザー名を当事務所ホームページ上に明示します。
- なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (7) 利用の促進
- 利用者が当事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため「公共機関アカウント」の登録に努める。
- (8) ポストに記載するリンク先
- ポストに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として当事務所ホームページのみとする。
- (9) 不適切な情報発信の監視
- 適時ポストを確認し、不適切な情報発信があった場合、または第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに発信情報の訂正または削除を行うものとする。
- (10) その他
- 公式Xの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 自責事項

- (1) 当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、当事務所は利用者が公式Xアカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (2) 当事務所は、ユーザーにより投稿された本アカウントに対する「返信」及び「リポスト」等について一切責任を負いません。
- (3) 当事務所は、本アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

6. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知します。また、本ポリシーは必要に応じて変更し、その場合は、変更した旨を公式Xにより発信し、周知する。

7. 知的財産権について

ポストした、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、国土交通省または正当な権利を有する者に帰属する。

公式Xの「フォロー」及び「リポスト」については、自由に使用でき、出所を明示しての転載は可能である。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではない。

8. 注意事項

公式Xへの「リポスト」及び「返信」への個別対応は原則として行いません。

ご意見は、当事務所ホームページ

(<http://www.skr.mlit.go.jp/cgi-bin/tokushima/form.cgi?formid=form001>)の「お問い合わせ」よりご意見願います。

以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮下さい。発信内容に関係のないリポスト等や、以下の事項に該当すると判断したリポスト等は、コメントの投稿者に断りなく全部または一部を削除する場合がございます。

- ① 個人情報若しくはそれを類推させるものの掲載又はそれに準ずる行為
- ② 当事務所又は第三者の名誉、信用を傷つけるもの
- ③ 当事務所若しくは第三者の著作権、肖像権若しくは知的財産権の一部又は全部を侵害するもの
- ④ 法令若しくは公序良俗に反するもの又はその行為に関する情報、写真等を掲載すること
- ⑤ ほかのユーザー、第三者等になりすますもの
- ⑥ 広告や宣伝目的のもの
- ⑦ 当事務所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ⑧ 当事務所の発信する内容に関係のないもの
- ⑨ その他、当事務所が合理的理由により不適切と判断するもの

下記の事項等については、責任を負いません。

- ① 利用者が当 X を利用したことまたは利用できなかったことにより被った損害
- ② 当 X に関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- ③ 当 X に関連して生じた利用者と第三者とのトラブルまたはその被った損害

9. その他

情報発信については、本運用ポリシーの他、内閣官房情報セキュリティセンター、内閣官房情報通信技術（IT）担当室、総務省、経済産業省の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年4月5日付）に基づき運営する。

10. アカウント・ユーザーネーム

アカウント : 国土交通省 徳島河川国道事務所

ユーザーネーム : @mlit_tokushima

URL : https://twitter.com/mlit_tokushima